



核兵器の廃絶、原発の見直し、そして東電責任の貫徹こそが九条の原点

## 東日本の地震と津波、そして原発の三つの大災害は、 何にもとづき、どう解決すべきか。

—輝け九条・生かそう憲法の立場から、声を大きく出していこう—

**第34回(2011年5月)**

東日本の地震と津波、そして原発災害で大きな被害を受けた方々に心からお見舞い申し上げます。いまだに余震が続くのと、原発が散布している放射能の数値を見定めるために、東京北法律九条の会の開催を見送ってきました。原発事故の収束の見通しはまだ立ちませんが、復興と損害賠償そしてそれらの前提となる東電存続の可否などで論議が始まろうとしています。これらは、今後の日本の平和と民主主義の発展に大きく関係しています。この状況に対応するため、今年の憲法記念の月に九条の会を再開したいと考えます。

再開第1回は、当面の最も重要問題である三つの大災害、とくに原子力発電（原発）の事故に関し、根本の問題からその是非を問いたいと思います。そのため、東京北法律九条の会の代表鳥生忠佑弁護士に問題点の講演を行っていただき、それに続いて下記に表示しました各基本問題の意見交換に入りたいと考えます。

ぜひ、ご参加下さい。そして、ご意見をお聞かせ下さい。

**第34企画・2011年5月27日（金曜日）午後6時から** <無料>

場所・北法ビル3階会議室

1 午後6時5分～7時5分

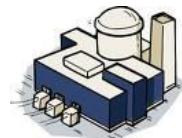
**講演「どうする、これからの日本」**

**弁護士 鳥生 忠佑**（東京北法律九条の会代表・九条の会講師）

2 午後7時5分～8時30分まで

**意見交換「どうする、日本の抜本問題」**

- (1) 原爆製造に反対しながら、原発に賛成する矛盾
- (2) 原発の「想定外」を認めることに反対しながら、運営は利益第一の「株式会社」東電で、認める矛盾
- (3) 原発責任の「無限」を主張しながら、東電責任の一部を国負担とするのを認める矛盾
- (4) 今後も主要エネルギーを原発に依存するか、どんな方法で自然のものに切替えるか
- (5) その他



### 出席回答欄

参加される方は、出席する企画に○印をして、この用紙で5月20日までに、その旨をFAXして下さい（03-3907-2183）。

どちらかに ○印

FAXは ① 新規

② 届出済み

御氏名 \_\_\_\_\_ (外 名) FAX 番号 \_\_\_\_\_

《一言お寄せ下さい》

**東京北法律事務所・九条の会**

東京都北区王子本町1丁目18番1号 北法ビル TEL 03-3907-2105 FAX 03-3907-2183